

くまもと畜産物流通戦略対策事業（食肉流通体制強化推進事業）実施要領

（目的）

第1条 熊本県産牛肉のブランド化推進及び消費者理解促進対策を通じて、県産畜産物の販売力強化と安定的発展を推進することを目的とする。

（事業実施）

第2条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

（事業実施主体）

第4条 事業の実施主体は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第6条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

（実績報告）

第7条 要項第13条第2項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記第1号様式を準用する。

（事業の推進）

第8条 熊本県及び事業実施主体は、事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

（雑則）

第9条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月8日から施行する。

別表（要領第3条関係）

事業内容	補助対象経費	補助金額
熊本県産牛肉のブランド化推進及び消費者理解促進対策を行う場合に、必要な経費の一部を助成する。	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を推進するため、次の事業を実施するのに必要な経費 （1）食肉高付加価値化対策 （2）理解促進対策 （3）流通拠点強化対策	100分の50以内

別記第1号様式

平成 年度くまもと畜産物流通戦略対策事業（食肉流通体制強化推進事業）
計画（実績）書

- 1 事業の目的及び効果
- 2 事業完了（予定）日
- 3 事業内容

取組区分	内容	事業費（円）